

高砂市スポーツ推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 高砂市におけるスポーツのあり方について多方面から意見を聴くため、高砂市スポーツ推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 高砂市スポーツ推進計画に関すること。
- (2) その他スポーツの推進に関すること。

(構成員)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者で構成し、構成員は、12人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(議長及び副議長)

第 4 条 推進会議に、議長及び副議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第 6 条 構成員の報償は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、構成員が行政職員である場合は、当該構成員が学識経験者として選任されない限り、報償は支払わない。

- (1) 学識経験者又は会議体の長 1回当たり9,000円
- (2) 学識経験者以外 1回当たり5,000円

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。